

物品購入仕様書

1. 品 名	: シンククライアントノート端末等	
2. 数 量	: 25式	
3. メ ー カ ー	: NEC	
4. 規格・内訳	: VKT44/N-G・Win11Pro・Ci5	25式
	型番:PC-VKT44NZGG	
	仕様詳細は以下のとおり	
	13.3型ワイドFHD液晶(1920×1080)	
	型番:PC-K-LNN3FF	
	暗号化機能付 256GB SSD	
	型番:PC-K-HAN25F	
	8GBメモリ(オンボード8GB)	
	型番:PC-K-MAN8TF	
	リチウムイオンバッテリー(M)	
	型番:PC-K-BANL1F	
	無線LAN(IEEE802.11ax) & Bluetooth	
	型番:PC-K-NWN2MF	
	USBレーザーマウス	
	型番:PC-K-PDDUL7	
	標準添付品セット	
	型番:PC-K-KTN11F	
	標準保証拡張G6(5年間翌営業日出張修理)	
	型番:PC-K-EX5HK7	
5. 見積の方法	: 各商品の単価、内訳、小計(税抜)、税額、総額(税込)を明示すること。 消費税および地方消費税の税率は10パーセントを適用すること。	
6. 日 程	: 入札日(入札後即開札・業者決定日):2023年9月28日(木)10:30 納品期日:2023年11月30日(木)	
7. 納品場所	: 藤沢市民病院	
8. そ の 他	: ・本物件の納入にあたっての機器等の搬入・設定・調整等に関して、必要に応じて協議を行うこと。 ・上記指定型番の機器について、メーカーでの生産終息等により、指定数量の一部及び 全てにおいて調達、全ての見積参加者において困難な状況と判断される場合は、別途本市 職員より代替品の指定を行う。見積参加者のうち1社でも指定型番及び数量にて調達が可能な 業者が存在する場合は、代替品の指定は行わない。 ・見積日において指定機器の確保が見込めない場合は、見積合わせの辞退届(様式自由)を 提出すること。 ・この仕様書以外のことは本市職員の指示に従うこと。	
	担当課 病院総務課	担当 一柳 善彦

物 件 供 給 契 約 書 (設計用)																							
契 約 番 号				伝 票 番 号																			
品 名 等				数 量	単 位	単 価		金 額															
シンククライアントノート端末等																							
VKT44/N-G・Win11Pro・Ci5 型番：PC-VKT44NZGG				25	式																		
標準添付品セット、標準保証拡張G6（5年間翌営業日出張修理）等含む（詳細は仕様書のとおり）																							
消費税																							
合計																							
契 約 金 額		億 万 円 <table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table> （うち消費税額及び地方消費税額に相当する金額 円）																					
納 入 場 所		藤沢市民病院 救命棟3階 電算室																					
納 入 期 限		2023年11月30日まで																					
契 約 保 証 金		☐ 円 除 ☒ 免	契 約 不 適 合 責 任 契 約 保 証 金		☐ 円 除 ☒ 免	契 約 不 適 合 責 任 契 約 期 間		物件の引渡しの日から 起算して12月間															
その他の事項																							
上記の物件発注について発注者と受注者は、藤沢市契約規則(昭和37年藤沢市規則第46号。以下「規則」という。)を遵守の上、当事者間に次のとおり供給契約を締結する。 この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自その1通を保有する。 2023年 月 日 発注者 住所 藤沢市朝日町1番地の1 氏 名 藤 沢 市 藤沢市長 鈴 木 恒 夫 印 受注者 住所 商号又は名称 印																							

(総則)

第1条 受注者は、別冊仕様書及び図面にに基づき、契約金額をもつて物件を契約期限までに納入しなければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第2条 受注者は、物件を第三者に供給させ、又はこの契約によつて生ずる権利及び義務を譲渡してはならない。

(仕様書又は図面の変更)

第3条 発注者は、必要があると認めるときは、仕様書又は図面を変更することができる。この場合において、契約金額又は納期を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して定める。

(受注者の請求による納期の延長)

第4条 受注者は、自己の責めに帰すことができない理由により、納期内に物件を納入することができないときは、発注者に対して遅滞なく、その理由を記載した納期延長申請書を提出し、その承認を受けなければならない。

(検査、引渡し等)

第5条 受注者は、物件を納入しようとするときは、発注者の検査を受け、これに合格したときは、物件を発注者に引き渡さなければならない。

2 物件の性格によつて発注者が検査を行うことができない場合は、第三者に検査を依頼するものとし、その費用は受注者の負担とする。

3 検査の結果不合格品があるときは、受注者は、発注者の指定する期間内に、良品と引き換え、検査を受けなければならない。

(検査前の紛失等)

第6条 物件を指定場所に持ち込み、前条の規定による検査の前に、紛失し、又はき損したときは、その損害は、受注者の負担とする。ただし、天災その他特別な理由があると認められるときは、発注者と受注者とが協議して、その負担者及び負担額を定めるものとする。

(供給代金の支払い)

第7条 前条の規定による検査に合格し、引渡しを完了したときは、受注者は、所定の手続に従つて供給代金を速やかに請求するものとする。

2 発注者は、前項の規定による請求があつたときは、当該請求のあつた日から起算して30日以内に供給代金を支払い、契約保証金がある場合は返還するものとする。

(分割納入に対する内払)

第8条 発注者が特に分割納入を求めた物件については、受注者はその供給代金の内払を請求することができる。

2 受注者は、前項の内払を受けようとするときは、物件供給代金内払申請書を発注者に提出しなければならない。

3 内払金は、受注者から正当な請求書を受理した日から15日以内に支払う。

(契約不適合責任)

第9条 発注者は、納入した物件に契約不適合があるときは、受注者に、修補、若しくは他の良品と引き換え、不足分の引き渡しによる履行の追完を請求することができる。また、発注者は、履行の追完請求に代え、又は履行の追完請求とともに、損害賠償の請求をすることができる。この場合において、当該請求は、契約不適合責任契約期間内に行わなければならない。

2 前項の規定により、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者はその不適合の程度に応じて、供給代金の減額を請求することができる。

3 契約不適合責任契約保証金のある場合は、契約不適合責任契約期間が経過した後に返還するものとする。

(履行遅滞の場合の違約金)

第10条 受注者の責めに帰する理由により、納期内に物件を納入することができない場合において、期限後に納入する見込のあるときは、物件納入後、発注者は、受注者から違約金を徴収する。

2 前項の違約金は、遅延日数1日につき契約金額の1,000分の1とする。

(発注者の契約解除権等)

第11条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行が契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 納期までに物件を納入しないとき、又は納入する見込みがないと認められるとき。

(2) 検査の際、受注者又はその代理人その他の使用人が発注者の指定する職員の職務執行を妨げ、又は妨げようとしたとき。

(3) 第2条の規定に違反したとき。

(4) 正当な理由がなく、第9条第1項の履行の追完がなされないとき。

(5) 前4号に掲げるもののほか、受注者又はその代理人その他の使用人が規則又はこの契約に違反したとき。

2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約の解除をすることができる。

(1) 物件を完納させることができないことが明らかであるとき。

(2) 受注者が物件の納入を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 物件の一部が納入できない場合又は受注者が物件の一部の納入を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(4) 契約の性質等により、特定の日時又は一定の期間内に納入しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が物件の納入をしないでその時期を経過したとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、物件の納入をせず、発注者が前項の催告をしても契約の目的を達するのに足りる物件の納入がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(6) 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所(常時物件の供給契約を締結する事務所をいう。)を代表する者をいう。以下同じ。)が集团的に、計画的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織(以下「暴力団」という。)の関係者(以下「暴力団関係者」という。)であると認められるとき。

(7) 役員等が、暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは暴力団関係者と非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは組合等を利用するなどしていると認められるとき。

(8) 役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(9) 前3号のほか、役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(10) 受注者の経営に暴力団関係者の実質的な関与があると認められるとき。

(11) 第6号から第10号に規定する行為を行う者であると知りながら、その者と下請け契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約を締結したとき。

- 3 次の各号のいずれかに該当する場合において、契約保証金があるときは、契約保証金は発注者に帰属するものとし、契約保証金がない場合において発注者が損害を受けたときは、受注者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、受注者の責めに帰することができない理由にあるものであるときは、この限りでない。
- (1) 前2項の規定により契約が解除された場合
 - (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合
- 4 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があつた場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があつた場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があつた場合において、民事再生法(平成11年法律第25号)の規定により選任された再生債務者等
- 5 第1項又は第2項により、契約の解除を行い、受注者が損害を受けても、市長は、その責任を負わない。

(受注者の契約解除権)

第12条 受注者は、発注者がこの契約に違反し、その違反によつて物件の納入が不可能となつたときは、契約を解除することができる。この場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者は、その損害を賠償しなければならない。

(談合その他不正行為に対する賠償金の徴収)

第13条 発注者は、受注者がこの契約について次の各号のいずれかに該当するときは、賠償金として、契約金額の100分の20に相当する額を徴収するものとする。ただし、発注者が賠償金を請求することが適当でないと認める場合は、この限りでない。

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下この項において「独占禁止法」という。)第3条の規定により禁止される不当な取引制限を行つたとして独占禁止法第7条第1項又は第2項の規定による排除措置命令を受け、独占禁止法第61条第2項の規定により当該命令の効力が生じたとき(当該命令に係る行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第3条第1項に規定する抗告訴訟を提起した場合は、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。次号において同じ。)
 - (2) 独占禁止法第3条の規定により禁止される不当な取引制限を行つたとして独占禁止法第7条の2第1項の規定による納付命令を受け、独占禁止法第62条第2項の規定により当該命令の効力が生じたとき。
 - (3) 受注者(法人の場合にあつては、その役員又は使用人)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6の規定に違反し、同条の規定による刑が確定したとき。
- 2 前項本文の規定により賠償金を徴収する場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散しているときは、発注者は、受注者の代表であつた者又は構成員であつた者に賠償金の支払いを請求することができる。この場合において、受注者の代表であつた者又は構成員であつた者は、連帯して同項の額を発注者に支払わなければならない。
- 3 第1項本文の規定は、実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、超過分につき賠償を請求することを妨げない。
- 4 前3項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。

(疑義の解決等)

第14条 この契約について疑義が生じたとき、又はこの契約書に定めのない事項については、規則の定めるところによるほか、その都度発注者と受注者とが協議の上、定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。